

規格番号

H 002-18

総合操作盤の認定実施細目



(一般財団法人日本消防設備安全センター 発行)

○ 総合操作盤の認定実施細目

この実施細目は、総合操作盤の認定を行うに際し、消防用設備等認定細則（以下「細則」という。）を補足するものである。

第1 認定の対象

認定の対象とする総合操作盤は、総合操作盤の基準の基準を定める件（平成16年消防庁告示第7号）に規定するものであり、自動火災報知設備の受信機の機能が組み込まれているもの又は受信機の機能を有しているものとする。

第2 型式認定等の範囲

- 1 細則第3条の型式認定、細則第7条の型式変更認定及び細則第10条の軽補正の範囲は、別表1による。
- 2 別表1に規定する軽補正以外の軽微な変更は、届出とし、当該届出の様式は、細則別記様式第7号に準じる。

第3 型式認定

1 型式認定の申請及び必要書類

細則第3条第1項の規定による申請に当たっては、次に掲げる関係図書を添付しなければならない。ただし、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）が必要と認める場合には、添付図書を追加し、又は省略することができる。

- ア 「総合操作盤型式要件範囲」（様式第1号）
- イ 消防用設備等と総合操作盤との関係を明らかにしたシステム構成ブロック図
- ウ 「構成機器機能概要」（様式第2号）
- エ 「構成機器仕様」（様式第3号）
- オ 「対応受信機一覧」（様式第4号）
- カ 「消防用設備等別機能一覧」（様式第5号）
- キ 「仕様・機能等の設計チェックシート」（様式第6号）
- ク 防災CRTモニター等表示例
- ケ 総合操作盤の構成外観例（卓型、自立型又は卓型と自立型の複合）
- コ 製造に係る品質管理体制に関する書類
- サ ソフトウェア管理に係る自主管理体制に関する書類

2 品質管理体制等の審査

細則第4条及び第5条の規定による審査の他にソフトウェア自主管理体制について、ソフトウェア自主管理体制審査基準（別表2）に基づき調査する。

3 型式認定等の試験方法

- (1) 型式認定試験の試料は、総合操作盤に試験用ソフトウェア（試験用の防災情報に係わるデータ群をいう。）を組み込んだもの1台とする。
- (2) 火災信号4点及び防排煙端末信号1点、消火設備信号1点を入力することにより、原則として次の手順により行い、検査結果を、型式認定試験記録表（様式第7号）に記入する。
 - ア 火災信号の1点目入力にて画面が立ち上がり、火災表示（アナログ式感知器の場合は個別）が点滅表示することを確認する。
 - イ 火災信号を続いて2点目（同一階の他の区域）、3点目（出火直上階）、4点目（出火直下階）を入力してマウス等を用いて当該他区域又は他階の火災情報の状況を画面で確認する。
 - ウ マウス等を用いて、出火階、直上階、直下階の画面の切り替えを行い、火災信号による火災区域の表示を確認する。
 - エ 防排煙端末信号1点を入力し、点灯表示することを確認する。
 - オ スプリンクラー設備等の消火設備の作動信号を入力し、画面上に表示することを確認する。
 - カ 信号を全て復旧させ、画面が普通状態にもどることを確認する。
- (3) 不良区分は、不良区分表（別表3）により判定する。

第4 個別認定

個別認定の検査方法

- (1) 個別認定の検査は、全数検査とする。
- (2) 個別認定の試料は、総合操作盤に個別認定用ソフトウェア（型式認定を受けたものに共通として製造された防災情報に係わるデータ群をいう。）を組み込んだものとする。
- (3) 個別認定は、火災信号4点及び防排煙端末信号1点、消火設備信号1点を入力することにより、原則として次の手順により行い、検査結果を、個別認定検査記録表（様式第8号）に記入する。
 - ア 火災信号の1点目入力にて画面が立ち上がり、火災表示（アナログ式感知器の場合は個別）が点滅表示することを確認する。
 - イ 火災信号を続いて2点目（同一階の他の区域）、3点目（出火直上階）、4点目（出火直下階）を入力してマウス等を用いて当該他区域又は他階の火災情報の状況を画面で確認する。
 - ウ マウス等を用いて、出火階、直上階、直下階の画面の切り替えを行い、火災信号による火災区域の表示を確認する。
 - エ 防排煙端末信号1点を入力し、点灯表示することを確認する。
 - オ スプリンクラー設備等の消火設備の作動信号を入力し、画面上に表示することを確認する。
 - カ 信号を全て復旧させ、画面が普通状態にもどることを確認する。

(4) 不良区分は、不良区分表（別表3）により判定する。

第5 雑則

細則第3条の定めに係わらず、型式認定及び個別認定の申請並びに事前相談の受付は、安全センター東京本部とする。

附 則

- 1 この実施細目は、平成16年7月27日から施行する。
- 2 総合操作盤等評価規程運用細目（平成9年消安セ細則第2号。以下「旧運用細目」という。）は、廃止する。
- 3 この実施細目の施行の際、現に総合操作盤等評価規程（平成9年消安セ規程第11号）により基本型評価を受けている総合操作盤に係る個別確認は、理事長が別に定める日までの間、旧運用細目の例による。

附 則（平成25年4月1日消安セ規程第1号）抄

この規程は、平成25年4月1日から実施する。

（改正）

第2条 別表（略）に掲げる規程、細則及び要綱等において「財団法人日本消防設備安全センター」とあるのは平成25年4月1日をもって「一般財団法人日本消防設備安全センター」に改正するものとする。

別表 1

型式認定、型式変更認定及び軽補正の範囲

型 式 認 定	型 式 変 更 認 定	軽 補 正
著しく原型と異なるもの	1 性能に影響する表示機能、警報機能、操作機能、記録機能又は運用支援機能等の型式要件範囲の変更	1 性能に影響しない表示機能、警報機能、操作機能、記録機能又は運用支援機能等の型式要件範囲の変更 2 性能に影響しない総合操作盤で取り扱う一般設備の追加 3 義務表示事項の内容の変更 4 対応受信機の追加 5 C R T表示等の追加
その他消防用設備等認定委員会が指定するもの		

別表 2

ソフトウェア自主管理体制審査基準

会社名		工場名	
型式記号		面接者	
調査実施日	年 月 日()	実施者	
区分	調査項目		審査結果
(1)組織 (2)品質システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア管理に関する組織・体制を定めているか ・個別ソフトウェア管理体制の運営・組織を担当する責任部署を設け、責任と権限を明確にしているか ・教育研修カリキュラムを定めているか ・内部管理規程等を整備し、内部監査を実施しているか ・品質計画書（品質管理体系図等）を定めているか ・個別ソフトウェアデータの作成及び製造（施工）に係る計画書を定めているか ・総合調整に係る計画書を定めているか 		
所見			

別表 3

不 良 区 分 表

不 合 格 と 判 定 す る 不 良	補 正 と 判 定 す る 不 良
<p>(表示機能関係)</p> <p>① 初めから監視状態にならない。</p> <p>② 途中で機能が停止する。</p> <p>③ 初めから火災、ガス漏れ及び設備作動信号が表示状態である。</p> <p>④ 初めから注意表示が表示状態である。</p> <p>⑤ 火災信号を受信したとき火災表示しない。 (注意表示を除く。)</p> <p>⑥ 設備作動信号を受信したとき、設備作動表示をしない。</p> <p>(支援機能) 出火階直上階、直下階等による画面切替えができない。(グラパネを除く。)</p>	<p>(表示機能関係)</p> <p>① 信号を全て復旧させたとき、普通状態にもどらない。</p> <p>② アナログ式感知器が注意表示をする程度に達したとき、注意表示しない。 (注意表示を行う場合に限る。)</p> <p>(義務表示事項及び位置) 表示の誤記、未記入又は不鮮明なものがある。</p>

様式第1号

総合操作盤型式要件範囲

個別の防火対象物へ設置することに当たっては、次の要件の範囲内にて構成する。

型式記号					
対応受信機		製造者名			
		消火設備			
総合操作盤で取り扱う消防用設備等		自動火災報知設備等			
		避難施設等			
総合操作盤で取り扱う防災設備等		建築設備等			
		防火・防煙区画			
		その他			
		一般設備			
総合操作盤で取り扱う一般設備		一般設備			
受信機以外の機能	防災CPU	処理能力	監視点数 制御点数	最大 最大	点 点
	表示機能	CRT表示等	方式		
			解像度		
			表示能力	最大	画面
	その他				
	警報機能	方式			
	操作機能	方式			
	記録機能	方式			
	運用支援機能	シミュレーション機能	有 ・ 無		
		ガイダンス機能	有 ・ 無		
履歴機能		有 ・ 無			
自己診断機能		有 ・ 無			

備考 該当する事項について記載すること。

様式第2号

構成機器機能概要

構成機器名	内 容
受 信 機	
防 災 C P U	
C R T 表 示 等	
窓 表 示 部	
防 災 グ ラ パ ネ	
防 災 操 作 部	
非 常 電 源	
防 災 プ リ ン タ ー	

備考 構成機器については、該当する事項について記載し、追加する場合はその旨記載すること。

様式第3号

構成機器仕様

構成機器名	仕 様		備 考
受信機	型式番号	対応受信機一覧表による	様式第4号
防災CPU	電 源		
	非 常 電 源		
	C P U		
	主 記 憶 装 置		
	補 助 記 憶 装 置		
	処 理 能 力		
	C R T 表 示 等 接 続 数		
	信 号 入 出 力 形 態		
C R T 表 示 等	電 源		
	非 常 電 源		
	画 面 サ イ ズ		
	画 面 操 作		
	表 示 能 力		
	解 像 度		
防災プリンター	電 源		
	非 常 電 源		
	印 字 色		
	印 字 文 字		
電 源 装 置 (UPS等)	電 源		
	電 源 入 力		
	蓄 電 池		
	停 電 補 償 時 間		

- 備考1. 様式第1号及び様式第2号の仕様について記入すること。
 2. 追加事項のある場合は、その旨記入すること。

対応受信機一覧

品名	仕様		備考
型受信機	種別		
	型式		
	型式番号		
型受信機	種別		
	型式		
	型式番号		
型受信機	種別		
	型式		
	型式番号		
型受信機	種別		
	型式		
	型式番号		
型受信機	種別		
	型式		
	型式番号		

備考 該当事項について記入すること。

様式第5号（その1）

消防用設備等別機能一覧

表示・操作等 設備名称	受信機					受信機以外										特記事項		
	表示	操作	警報		記	表示			操作			警報		記				
			警報	音声		LCD	窓	防災グラパネ	CRT表示等	タッチパネル	スイッチ	マウス	警報音		音声録			
電源設備	電源の供給状況																	
	自家発電設備〔運転〕																	
	自家発電設備〔故障〕																	
	加圧送水装置〔作動〕																	
	加圧送水装置〔電源断〕																	
	加圧送水装置〔呼水槽減水〕																	
	水源水槽〔減水〕																	
連動断（自動火災報知設備連動）																		
警報停止																		
スプリンクラー設備	スプリンクラーの放水階又は放水区域図																	
	流水検知装置の作動（スプリンクラー放出）																	
	減圧状態（圧力設定必要なもの）																	
	加圧送水装置〔作動〕																	
	加圧送水装置〔電源断〕																	
	加圧送水装置〔呼水槽減水〕																	
	水源水槽〔減水〕																	
	手動状態（開放型自動式のもの）																	
	専用感知器作動状態（予作動式）																	
連動断（自動火災報知設備連動）																		
警報停止																		
水噴霧消火設備	水噴霧消火の放射区域図																	
	流水検知装置の作動した放射区域（水噴霧消火放射区域）																	
	加圧送水装置〔作動〕																	
	加圧送水装置〔電源断〕																	
	加圧送水装置〔呼水槽減水〕																	
	水源水槽〔減水〕																	
連動断（自動火災報知設備連動）																		
警報停止																		

備考 該当する欄に、白抜き○を記載すること。

様式第5号 (その2)

消防用設備等別機能一覧

表示・操作等 設備名称		受信機					受信機以外							特記事項		
		表示	操作	警報		記録	表示		操作			警報			記録	
				警報音	音声		LCD	窓	防炎グラフィック	CRT表示等	タッチパネル	スイッチ	マウス			警報音
泡消火設備	泡消火の放射区域図															
	流水検知装置の作動した放射区域 (泡消火放出)															
	加圧送水装置 [作動]															
	加圧送水装置 [電源断]															
	加圧送水装置 [呼水槽減水]															
	水源水槽 [減水]															
	感知器作動 (専用)															
	連動断 (自動火災報知設備連動)															
*1	警報停止															
不活性ガス消火設備	防護区画図															
	音響警報装置又は感知器の作動															
	放出起動 (制御盤起動)															
	消火剤放出															
	起動回路異常 [地絡又は短絡]															
	閉止弁閉															
	圧力異常 (低圧式)															
	手動状態 (自動式の起動装置)															
連動断 (自動火災報知設備連動)																
*1	警報停止															
ハロゲン化物消火設備	防護区画図															
	音響警報装置又は感知器の作動															
	放出起動 (制御盤起動)															
	消火剤放出															
	起動回路異常 [地絡又は短絡]															
	手動状態 (自動式の起動装置)															
	連動断 (自動火災報知設備連動)															
	警報停止															
*1																

注記*1：移動式のものを除く。
備考 該当する欄に、白抜き○を記載すること。

様式第5号 (その3)

消防用設備等別機能一覧

表示・操作等 設備名称		受信機					受信機以外							特記事項		
		表示	操作	警報		記録	表示		操作			警報			記録	
				警報音	音声		LCD	窓	防炎クラパネ	CRT表示等	タッチパネル	スイッチ	マウス			警報音
粉末消火設備 *1	防護区画図															
	音響警報装置又は感知器の作動															
	放出起動 (制御盤起動)															
	消火剤放出															
	起動回路異常 [地絡又は短絡]															
	手動状態 (自動式の起動装置)															
	連動断 (自動火災報知設備連動)															
	警報停止															
屋外消火栓設備	加圧送水装置 [作動]															
	加圧送水装置 [電源断]															
	加圧送水装置 [呼水槽減水]															
	水源水槽 [減水]															
	警報停止															

注記*1：移動式のものを除く。
備考 該当する欄に、白抜き○を記載すること。

様式第5号（その4）

消防用設備等別機能一覧

表示・操作等 設備名称	受信機					受信機以外										特記事項		
	表示	操作	警報		記録	表示		操作			警報		記録					
			警報音	音声		LCD	窓	防炎クラパネ	CRT表示等	タッチパネル	スイッチ	マウス		警報音	音声			
自動火災報知設備																		
	警戒区域図																	
	警戒区域上の火災警報																	
	同（アナログ式感知器）																	
	同（一般感知器）																	
	同（発信機）																	
	回路断線等故障																	
	復旧																	
ガス漏れ警報設備	連動移報切替																	
	表示切替																	
	警戒区域図																	
	警戒区域上のガス漏れ警報																	
放送設備	回路断線等故障																	
	ガス緊急遮断弁作動																	
	復旧																	
	連動移報切替																	
誘導灯*1	表示切替																	
	作動した階又は区域の表示																	
	スピーカー回路短絡																	
	回路断線・異常																	
排煙設備	連動断（自動報知設備等連動時）																	
	誘導灯の作動																	
	連動断（自火報知設備等連動時）																	
	一括点灯																	
排煙設備	手動消灯																	
	点検切替																	
	排煙口の作動位置																	
	排煙機の作動																	
	機械換気設備又は空調設備の停止																	
	自動閉鎖装置の作動位置																	
	（排煙窓）																	
	（給気口）																	
（切替ダンパ）																		
遠隔起動																		
	警報停止																	

注記*1：自動火災報知設備等からの信号を受信し、あらかじめ設定された動作をするものに限る。

備考 該当する欄に、白抜き○を記載すること。

様式第5号 (その6)

消防用設備等別機能一覧

表示・操作等 設備名称	受信機					受信機以外										特記事項				
	表示	操作	警報		記録	表示		操作			警報		記録							
			警報音	音声		LCD	窓	防炎クラパネ	CRT表示等	タッチパネル	スイッチ	マウス		警報音	音声					
非常電話																				
	非常電話の操作装置																			
	回路の断線又は異常																			
	連動断																			
非常ベル																				
	非常ベルの起動																			
	回路の断線又は異常																			
非常用照明装置																				
	電源切替																			
	蓄電池の減液 *2																			
*1																				
建築設備等																				
	火災信号の換気設備及び空調停止																			
	同 連動停止の旨																			
	非常用エレベーターの運行状況																			
	非常用エレベーターの故障・休止																			
防火・防煙区画																				
	非常用エレベーターの管制運転																			
	非常用エレベーターのインターホン呼出																			
	防火区画構成機器〔作動〕																			
	同 (防火戸)																			
その他																				
	同 (防火シャッター)																			
	同 (防火ダンパ)																			
	防煙区画構成機器〔作動〕																			
	電源異常																			

注 *1: 電源別置型のものに限る。
 *2: 減液警報装置を有する蓄電池に限る。
 備考 該当する欄に、白抜き○を記載すること。

様式第6号（その1）

（構造及び機能）

仕様・機能等の設計チェックシート

	告示基準	仕様・機能等	判定
(1)	総合操作盤は、表示部、操作部、制御部、記録部及び附属設備で構成されるものとし、防火対象物の規模、利用形態、火災における人命安全の確保、防火管理体制及び消火活動の状況に応じて、円滑に運用できる機能を有するものとする。		
(2)	耐久性を有すること。		
(3)	<p>周囲温度が零下5度以上40度以下（24時間の平均温度が35度を超えないものに限る。）であって、次に掲げるいずれかの使用状態において電源の電圧が定格電圧の90%以上110%以下の範囲で変動した場合に機能に異常を生じないこと。</p> <p>① 40度のときの相対湿度が50%以下であって、20度のときの相対湿度が90%以下</p> <p>② 零下5度以上30度以下のときの相対湿度が95%以下であって、40度のときの相対湿度が50%以下（周囲温度が30度以上40度以下の周囲温度及び相対湿度の変化が直線的であるものに限る。）</p>		
(4)	主要部の外箱の材料は、不燃性又は難燃性のものとする。		
(5)	接点、コネクタその他の腐食により機能に異常を生ずるおそれのある部分は、防食のための措置が講じられていること。		
(6)	配線は、十分な電流容量を有し、かつ、接続が的確であること。		
(7)	外部から容易に人が触れるおそれのある受電部及び充電部は、安全上支障のないように保護されているとともに、金属製外箱との間は絶縁されていること。		
(8)	予備電源又は非常電源が附置されていること。なお、予備電源又は非常電源への切替えは、自動的に行うほか、機能に影響が生じないように設置されていること。		

備考 仕様・機能等は、できるだけ具体的に記入すること。

様式第6号（その1）

（構造及び機能）

仕様・機能等の設計チェックシート

	告 示 基 準	仕 様 ・ 機 能 等	判 定
(9)	緊急時に必要な表示部及び操作部は、総合操作盤の前面に配置するなど、円滑に取り扱えるように設置してあること。		
(10)	表示部の表示は、明瞭で分かりやすいものとする。		
(11)	表示部は、消防用設備等からの信号を受信した場合には、速やかに平成16消防庁告示第7号第5第9号に定める項目を表示すること。ただし、信号を受信した旨の表示をするものにあつては、この限りではない。		
(12)	操作部は総合操作盤の操作しやすい位置に配置されているとともに、誤操作を防止するための措置が講じられていること。		
(13)	保守点検時に使用する表示部及び操作部は、その旨を明確に表示し、誤認及び誤操作を防止するための措置が講じられていること。		
(14)	ガス緊急遮断弁の制御回路に接続される端子は、危険防止用表示カバーが設けられていること。		
(15)	電源部は、最大負荷に連続して耐えられる容量とすること。		
(16)	電源に異常が発生した場合において、プログラム等の異常起動がないよう措置されていること。		
(17)	入力信号、制御内容等に対応した十分な処理能力を有していること。		
(18)	地震による震動等に耐える十分な強度を有するとともに、機器の移動、転倒、信号ケーブルの切断等が防止されるように措置してあること。		

備考 仕様・機能等は、できるだけ具体的に記入すること。

様式第6号（その2）

（維持管理機能）

仕様・機能等の設計チェックシート

	告 示 基 準	仕 様 ・ 機 能 等	判 定
(1)	信号を受信した場合の表示及び記録する機能の点検が容易に行えること。		
(2)	総合操作盤の構成部品は、保守点検及び修理の際に容易に交換できるように措置されていること。		
(3)	主要な構成機器への電源供給の異常を監視する機能があること。		
(4)	防火対象物の防災に係る固有情報に関するソフトウェアの入力及び変更を行う場合には、当該総合操作盤のソフトウェアの取り扱いに精通した技術者が管理すること。		

備考 仕様・機能等は、できるだけ具体的に記入すること。

様式第6号（その3）

（防災設備等又は一般設備に係る監視を行う設備との兼用の場合）

仕様・機能等の設計チェックシート

	告示基準	仕様・機能等	判定
(1)	<p>防災設備等（排煙設備（消防用設備等以外のものに限る。）、非常用の照明装置、非常用エレベーターその他これらに類する防災のための設備をいう。以下同じ。）若しくは一般設備（電力設備、給排水設備、空気調和設備その他のビル管理設備をいう。以下同じ。）の点検若しくは修理を実施した場合又は電源遮断等が生じた場合に、消防用設備等に係る監視、制御及び操作に関する機能に影響を及ぼさないように措置されていること。</p>		
(2)	<p>CRT等により表示機能と操作機能とを兼ねるものにあつては、緊急時には消防用設備等に係る動作を優先して処理するものであること。</p>		
(3)	<p>消防用設備等及び防災設備等に係る記録は、一般設備に係る記録と区分されていること。</p>		
(4)	<p>消防用設備等及び防災設備等に係る優先機能は、消防用設備等及び防災設備等の復旧処理が行われるまで継続するものであること。</p>		

備考1．仕様・機能等は、できるだけ具体的に記入すること。

2．一の総合操作盤として管理できるものについてのみ対象とすること。

様式第6号（その4）

（表示機能）

仕様・機能等の設計チェックシート

	告 示 基 準	仕 様 ・ 機 能 等	判 定
(1)	表示は、CRT表示、グラフィック表示、液晶表示等（以下「CRT表示等」という。）による明瞭で分かりやすい方法とすること。		
(2)	CRT表示等による場合の消防用設備等又は防災設備等に係るシンボルについては、平成16年消防庁告示第7号別表1によるものとする。		
(3)	表示は、消防用設備等又は防災設備等の設置状況及び防火対象物全体の状況を把握できる機能を有すること。		
(4)	火災等の発生及び拡大状況を建築物の平面図、断面図等を用いて、警戒区域、放射区域、防護区画等を逐次表示し、平面的な広がり、上下階方向及び防火区画の状況が容易に確認できることとし、その他の表示については、一括して又は個別に表示するものとする。		
(5)	定位置に自動的に復旧しないスイッチを設けるものにあつては、当該スイッチが定位置にないときは、その旨が表示されること。		
(6)	自動火災報知設備と連動する消防用設備等又は防災設備等にあつては、連動又は連動停止の状態を表示できること。		
(7)	日時を表示できる機能を有し、時刻確認と調整が容易にできること。		
(8)	総合操作盤の電源の供給状況を表示できること。		
(9)	消防用設備等ごとの表示項目は、平成16年消防庁告示第7号別表第2に適合すること。 ただし、警戒区域、放射区域、防護区画等が互いに重複する場合にあつては、自動火災報知設備に係る警戒区域図を優先して表示し、その他の区域図等にあつては、簡略表示とすることができる。		

備考 仕様・機能等は、できるだけ具体的に記入すること。

様式第6号（その5）

（警報機能）

仕様・機能等の設計チェックシート

	告 示 基 準	仕 様 ・ 機 能 等	判 定
(1)	警報は、警報音又は音声警報音により行うこと。		
(2)	警報音は、他の音響又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること。		
(3)	音声警報音のメッセージは、簡潔明瞭であること。		
(4)	火災信号を受信した場合には、当該信号ごとに警報を発するものであること。		
(5)	警報音又は音声警報音は、火災警報と消防用設備等及び防災設備等の作動警報の区別及び異常警報等の識別ができるように、音声又は鳴動方法が適切に設定されていること。		
(6)	消防用設備等ごとの警報項目は、平成16年消防庁告示第7号別表第2に適合すること。		

備考 仕様・機能等は、できるだけ具体的に記入すること。

様式第6号（その6）

（操作機能）

仕様・機能等の設計チェックシート

	告 示 基 準	仕 様 ・ 機 能 等	判 定
(1)	操作方法は、使用目的、頻度及び消防用設備等の数に応じ、分かりやすく適切な方法となっていること。		
(2)	緊急時に操作を行うスイッチは、操作しやすい位置に設けること。		
(3)	遠隔操作スイッチは、誤操作を防止するための措置が講じられていること。		
(4)	消防用設備等ごとの操作項目は、平成16年消防庁告示第7号別表第3に適合すること。		

備考 仕様・機能等は、できるだけ具体的に記入すること。

様式第6号（その7）

（防災設備等に係る表示及び警報を設ける場合）
仕様・機能等の設計チェックシート

	告 示 基 準	仕 様 ・ 機 能 等	判 定
(1)	避難施設等に関して表示し、及び警報する場合は、次のものを表示し、且つ警報を行うこと。		
	イ 排煙設備 a 排煙口の作動 b 排煙機の起動 c 排煙設備の電源異常		
	ロ 非常用の照明装置（電源別置型のものに限る。） a 電源の非常電源への切替え b 減液警報（減液警報装置を有する蓄電池に限る。）		
(2)	建築設備等に関して表示し、及び警報する場合は、次のものを表示し、かつ、警報を行うこと。		
	イ 機械換気設備及び空気調和設備 a 火災信号等による機械換気設備及び空気調和設備の停止 b 火災信号等による機械換気設備及び空気調和設備が連動停止の状態にある旨		
	ロ 非常用エレベーター a 非常用エレベーターの運行状況 b 故障又は休止の状態 c 管制運転している旨 d エレベーターインターホン呼出し		

備考 仕様・機能等は、できるだけ具体的に記入すること。

様式6号 (その7)

(防災設備等に係る表示及び警報を設ける場合)
仕様・機能等の設計チェックシート

	告 示 基 準	仕 様 ・ 機 能 等	判 定
(3)	防火区画及び防煙区画に関して表示し、及び警報する場合は、次のものを表示し、かつ、警報を行うこと。		
	イ 防火区画の構成機器の作動状況		
	ロ 防煙区画の構成機器の作動状況		
	ハ 防火区画及び防煙区画の電源異常		
(4)	その他に関して表示し、及び警報する場合は、次のものを表示し、かつ、警報を行うこと。		
	イ 非常錠設備 a 非常錠の状態 b 非常錠の電源異常		
	ロ I T V 設備 a 主要な居室、避難経路、出火危険の高い場所等の状況 b I T V 設備の電源異常		
	ハ ガス緊急遮断弁の作動状態		

備考 仕様・機能等は、できるだけ具体的に記入すること。

様式第6号（その8）

（情報伝達機能）

仕様・機能等の設計チェックシート

	告 示 基 準	仕 様 ・ 機 能 等	判 定
(1)	<p>現場確認の指示、火災状況の伝達、自衛消防隊等と防災監視場所間の連絡及び消防機関への通報等の情報伝達手段は、防火対象物の用途、規模、管理体制等に応じたものとなっていること。</p>		
(2)	<p>情報伝達機器は、緊急時の使用に適した設置位置であり、かつ、緊急時の使用環境条件を想定したものであること。</p>		
(3)	<p>館内の利用者及び自衛消防隊員に対する情報伝達能力が十分にあること。</p>		
(4)	<p>防災センター等の防災要員と中央管理室の管理要員との連絡が十分に行えること。</p>		
(5)	<p>内線電話及び消防機関との通話が可能な専用電話機を設置すること。</p>		

備考 仕様・機能等は、できるだけ具体的に記入すること。

様式第6号（その9）

（制御機能）

仕様・機能等の設計チェックシート

	告示基準	仕様・機能等	判定
(1)	<p>制御方式は、消防用設備等の数及びシステム機能に応じた適切なシステム構成となっており、かつ、システムを構成する部分の異常又は故障が全体機能の障害につながらないものとなっていること。</p>		
(2)	<p>監視制御の対象となる消防用設備等と総合操作盤の間の故障箇所が容易に確認ができること。</p>		

備考 仕様・機能等は、できるだけ具体的に記入すること。

様式第6号（その10）

（記録機能）

仕様・機能等の設計チェックシート

	告 示 基 準	仕 様 ・ 機 能 等	判 定
(1)	消防用設備等及び防災設備等のうち、総合操作盤で表示する火災の情報、防火区画及び防煙区画の構成に関する情報、排煙設備の情報並びに消火設備の情報に係る次の事項については、速やかに印字できること。		
	イ 作動した消防用設備等又は防災設備等の種別、日時、場所及び内容		
	ロ 異常が発生した消防用設備等又は防災設備等の種別、日時、場所及び内容		
(2)	記録装置は、記録漏れ又は誤りを防ぐ措置が講じられていること。		
(3)	印字内容は、火災情報と他の情報が容易に識別できること。		

備考 仕様・機能等は、できるだけ具体的に記入すること。

様式第6号（その11）

（消防活動支援機能）

仕様・機能等の設計チェックシート

	告 示 基 準	仕 様 ・ 機 能 等	判 定
(1)	C R T表示等に感知器、発信機又はガス漏れ検知器が作動したすべての階の平面図及び当該階に係る次の事項を分かりやすく表示できること。		
	イ 作動した感知器又は発信機の位置		
	ロ 作動したガス漏れ検知器の位置及びガス遮断弁の作動状況		
	ハ 防火区画を構成する壁の位置並びに防火戸、防火・防煙シャッター、ダンパ及び可動防煙垂れ壁等の作動状況		
	ニ 排煙機及び排煙口の作動状況		
	ホ スプリンクラー設備等の自動消火設備の作動範囲		
(2)	C R T表示等には、次の各階の平面図が簡単な操作により分かりやすく表示されること。		
	イ 出火階の平面図		
	ロ 出火階以外の感知器、発信機又はガス漏れ検知器の作動した階の平面図		
	ハ 出火階の直上階の平面図		
	ニ 出火階の直下階の平面図		

備考 仕様・機能等は、できるだけ具体的に記入すること。

様式第6号（その12）

（運用管理支援機能を設ける場合）

仕様・機能等の設計チェックシート

	告 示 基 準	仕 様 ・ 機 能 等	判 定
(1)	シミュレーション機能（総合操作盤の消防用設備等及び防災設備等に係る監視、操作等の機能等を習得するために監視、操作等を模擬的に行うことができる機能をいう。）を設ける場合については、次によること。		
	イ 消防用設備等に係る表示、警報又は操作に係る機能（以下「主機能」という）に影響を与えないように措置されていること。		
	ロ 消防用設備等及び防災設備等に係る監視、操作等について、模擬的に情報交換や消防用設備等及び防災設備等の制御を行いながら、防災訓練を行うことができること。		
	ハ 消防用設備等に係る表示及び警報項目に係る信号が入った場合は、通常の作動状態に優先的に切り替わること。		
(2)	ガイダンス機能（総合操作盤の監視、操作等の事項について、操作、措置等に必要情報を画面又は音声により表示する機能をいう。）を設ける場合については次によること。		
	イ 主機能に影響を与えないように措置されていること。		

備考 仕様・機能等は、できるだけ具体的に記入すること。

様式第6号（その12）

（運用管理支援機能を設ける場合）

仕様・機能等のチェックシート

告 示 基 準		仕 様 ・ 機 能 等	判 定
ロ	消防用設備等及び防災設備等の表示及び警報に係る情報、保守点検の手順に係る情報並びに総合操作盤の使用方法に関する情報を表示することができること。		
ハ	消防用設備等に係る表示及び警報に関する情報については、他の情報に優先して処理されるとともに、簡便な表示内容で、かつ、分かりやすく瞬時に判断できるものであること。		
(3)	履歴機能（消防用設備等及び防災設備等並びに総合操作盤に係る作動、異常、操作、点検等の履歴情報を記憶し、随時表示又は記録することができる機能をいう。）を設ける場合については、主機能に影響を与えないように措置されていること。		
(4)	自己診断機能（総合操作盤の機能劣化、異常検出等を自動的に行う機能をいう。）を設ける場合については、次によること。		
イ	主機能に影響を与えないように措置されていること。		
ロ	消防用設備等に係る表示及び情報に係る信号が入った場合は、通常の作動状態に優先的に切り替わること。		

備考 仕様・機能等は、できるだけ具体的に記入すること。

様式第6号（その13）

（総合操作盤である旨の表示）
仕様・機能等の設計チェックシート

	告 示 基 準	仕 様 ・ 機 能 等	判 定
(1)	総合操作盤である旨の表示		
(2)	製造者の名称又は商標		
(3)	型式 ア 型式記号 イ 認定番号		
(4)	製造年		

備考 仕様・機能等は、できるだけ具体的に記入すること。

様式第7号

総合操作盤型式認定試験記録表

整理番号：

社名			
型式記号			
試験年月日	年 月 日	受検場所	
試験担当者	立会者		
	実施者		
試験項目	項目	内 容	結 果
	火災表示	火災信号による火災表示	
	火災拡大表示	同一階他地区火災信号による火災表示	
		直上階火災信号による火災表示	
		直下階火災信号による火災表示	
	消防用設備等表示	連動防排煙端末機器作動確認信号による表示	
		消防用設備等信号による表示	
	マウス等による画面切り替え表示又はグラフィック表示等	直上階 表示	
		直下階 表示	
		出火階 表示	
火災信号等復旧	平常状態への復旧		
その他			
備考			

様式第 8 号

総合操作盤個別認定検査記録表

整理番号：

社 名			
型 式 記 号		認 定 番 号	
検 査 年 月 日	年 月 日	受 検 場 所	
検 査 担 当 者	立 会 者		
	実 施 者		
検 査 項 目	項 目	内 容	結 果
	火 災 表 示	火災信号による火災表示	
	火 災 拡 大 表 示	同一階他地区火災信号による火災表示	
		直上階火災信号による火災表示	
		直下階火災信号による火災表示	
	消 防 用 設 備 等 表 示	連動防排煙端末機器作動確認信号による表示	
		消防用設備等信号による表示	
	マウス等による画面 切り替え表示又はグ ラパネ表示等	直上階 表示	
		直下階 表示	
		出火階 表示	
火 災 信 号 等 復 旧	平常状態への復旧		
そ の 他			
備 考			